

特集

# ホワイトスペース活用 「エリア放送」 ついに制度化

ホワイトスペースを活用したエリアフルセグ、エリアワンセグのエリア放送が今年4月から制度化され、地上一般放送として規定された。これまでホワイトスペース特区などで実証実験として実施されてきたエリア放送は、これからは商用サービスとして本格展開できるようになる。地域向け情報、観光、商店街、大学、交通機関、防災、被災地向け情報など多様な用途が想定されている。エリア放送事業に参入する放送局、ケーブルテレビ事業者なども出てきている。この特集では制度化開始時点での最新情報として、総務省による解説、災害時利用の先進事例を掲載する。

(渡辺 元・本誌編集部)

特集

ホワイトスペース活用「エリア放送」ついに制度化

## 「エリア放送」制度の要点

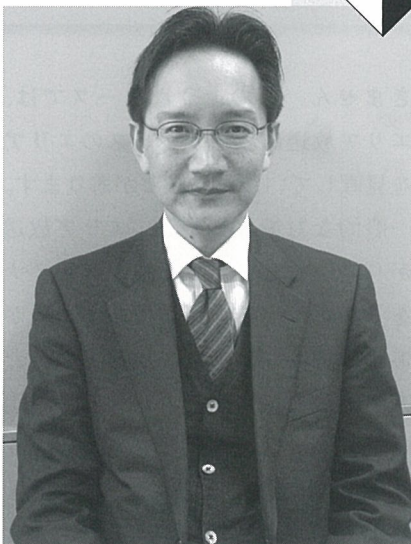
「エリア放送」制度の技術基準の要点、法令上の位置付け、免許申請の注意点、現在の免許申請状況について、総務省の佐々木祐二放送政策課長に聞いた。

(取材・構成：渡辺 元・本誌編集部)

### 周波数利用形態は 3種類が制度化

現在、エリア放送の周波数利用の形態としては、フルセグ型、Null付ワンセグ型、ワンセグ型の3種類が制度化されています(図1)。Null付

ワンセグ型は中央セグメントの1セグメント以外の情報はNullですが、電波は13セグメントを放送するというもので、実質的にはワンセグ放送です。この3種類以外の束セグとバラセグは、まだ技術基準ができていません。束セグは例えば3セグメントを使って放送するといったもので



総務省 情報流通行政局 放送政策課長

佐々木 祐二